

開發公園維持管理協定書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき、開発行為により設置された開発公園（以下「公園」という。）の維持管理について、小城市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる公園の健全な発達を図り、公共の福祉増進に資するため、乙と維持管理の協定を締結する。

公園所在地 小城市

(維持管理)

第2条 乙は、公園を善良な管理者の注意をもって、次に掲げる各号を遵守し、維持管理に努めるものとする。

- (1) 公園の日常管理（清掃、除草、剪定など）及び補修は、原則として乙において行うこと。
 - (2) 公園施設（外柵、車止め柵、遊具など）の点検は、乙で行い、異常を認めた時は、臨機の処置を講じるとともに、速やかに甲に連絡すること。
 - (3) 公園への車両の乗入れは、乙に相当な理由がある場合に限る。常に駐車場等として利用しないこと。
 - (4) 公園の利用に関する苦情などは、原則として乙において対応すること。

(工作物等の設置)

第3条 乙は、公園の維持管理を行う上で必要な工作物（掃除道具入れ等）又は休養施設若しくは遊戯施設等を設置する場合は、甲に届出るものとする。

(説明の義務)

第4条 乙は、公園の維持管理を開発行為により居住される者（以下「地域住民」という。）に行わせる場合は、地域住民に対し協定書の内容を充分に説明し、同意書を交わすなどにより遵守するよう指導しなければならない。

(協定の承継)

第5条 乙は、この公園が属する開発地を地域住民以外の第三者に売却・譲渡等行う場合は、第三者に対し、この協定内容を承継し遵守させるようにするものとする。

2 乙は、協定の承継を行った場合は、甲に届出るものとする。

(疑義の決定等)

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めない事項については、甲

乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市
小城市長 南里 隆

乙